

# 動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令について (令和3年9月29日公布)

## 政令改正の概要

令和元年6月19日に公布された「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」の一部が令和4年6月1日に施行されることに伴い、犬及び猫の登録等に係る手数料を定めるため、動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令を定めた。

## 政令改正の背景

令和4年6月1日の改正法の施行により、犬猫等販売業者には、その取り扱う犬及び猫にマイクロチップを装着することが義務付けられ（犬猫等販売業者以外の所有者は努力義務）、マイクロチップを装着した犬又は猫の所有者は、環境大臣の登録を受けなければならないこととなる。

登録等を行おうとする者が納める費用については、実費を勘案して政令で定めることとされており、動物の愛護及び管理に関する法律施行令を改正して、以下の金額を定めた。

- 登録、変更登録を受けようとする者 300円（※）（紙申請による場合は1,000円）
- 登録証明書の再交付を受けようとする者 200円（※）（紙申請による場合は700円）

※オンライン申請による場合